

各 位

> 会社名 株式会社 PLANT

代表者名 代表取締役社長 三ッ田 勝規

(コード番号:7646 東証第一部)

問合せ先 専務取締役社長室長兼管理本部長

松田 恭和

TEL 0776-72-0300

定款の一部変更及び新任取締役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」及び「新任取締役候補者2名の 選任の件」について、平成27年12月18日開催予定の第34期定時株主総会に付議すること を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1)変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)に より、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契 約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期 待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第30条(取締役の責任免除)及び第4 0条(監査役の責任免除)について所要の変更を行うものであります。

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款 (取締役の責任免除) (取締役の責任免除) 第 30 条 (条文省略) 第 30 条 (現行通り) 2 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、社外取締役との間に、同 法第423条第1項に規定する社外 取締役の損害賠償責任を限定する契 約を締結することができる。当該契約 に基づく賠償責任の限度額は法令の 限度額とする。

(監査役の責任免除)

第 40 条 (条文省略)

2 当会社は、会社法第427条第1項 の規定により、社外監査役との間に、 同法第423条第1項に規定する社 外監査役の損害賠償責任を限定する 契約を締結することができる。当該 契約に基づく賠償責任の限度額は法 令の限度額とする。

変更案

2 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、取締役(業務執行取締役等 であるものを除く。) との間に、同法第4 23条第1項の損害賠償責任を限定する 契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 法令の定める額とする。

(監査役の責任免除)

(現行通り) 第 40 条

2 当会社は、会社法第427条第1項 の規定により、監査役との間に、同法第 423条第1項の損害賠償責任を限定す る契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 法令の定める額とする。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日平成27年12月18日(金)定款変更の効力発生日平成27年12月18日(金)

2. 新任取締役候補者の選任の件

(1)選任の目的

コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実、強化を図るため、取締役2名を増員することとし、社外取締役1名を含む取締役2名を選任することといたしました。

(2) 取締役候補者の氏名及び略歴

① 社内取締役候補者

氏 名: 山田 准司(やまだ じゅんじ)

生年月日 : 昭和46年6月4日

略 歴: 平成6年4月 株式会社福井銀行入行

平成21年6月 株式会社福井銀行営業グループ 平成27年7月 株式会社福井銀行経営企画グループ 平成27年10月 当社入社、経営企画室マネージャー

② 社外取締役候補者

氏 名: 市橋 信孝(いちはし のぶたか)

生年月日 : 昭和29年8月29日

略 歴: 昭和53年4月 平和相互銀行(現株式会社三井住友銀行)入行

平成15年4月 福井順化商事株式会社入社 専務取締役

平成17年5月 株式会社ユアーズホテルフクイ入社 取締役

平成18年6月 同社 代表取締役社長

(3) 就任予定日 平成27年12月18日(金)

尚、山田准司氏は、同日開催の取締役会にて、常務取締役に就任予定です。

以 上